

指定ごみ袋の交付について

～ストーマ装具使用者、腹膜透析実施者の皆様へ～

熊本市では、家庭ごみ有料化に伴う支援策として、次の要件に該当する方に指定ごみ袋を交付いたします。

1 対象者の要件

- ①在宅でストーマ装具を使用している方
- ②在宅で腹膜透析を実施している方



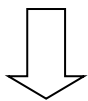
○要件に該当する方で、指定ごみ袋の交付を希望する場合は、申込手続きをしてください。

※熊本市重度障害者日常生活用具給付事業においてストーマ装具の支給の対象となっている方については、申込の必要はありません。市から指定ごみ袋をお送りします。

2 申込手続の方法

【提出書類】

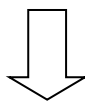
- ①指定収集袋（ごみ袋）交付申込書…記入例を参考にご記入ください
※印鑑が必要ですので、もれがないようにお願いします。
- ②ストーマ装具を使用していることや、腹膜透析を実施していることが証明できる書類（コピー可）
→処方箋、装具などを購入したレシートや領収証、自立支援医療費受給者証など



①～②の書類を揃えて、次のいずれかの方法でご提出ください

【提出先・提出方法】

各区役所総務企画課へ、郵送もしくは窓口へ持参



書類確認後、指定ごみ袋を交付します

【裏面へ】

【交付方法】

○毎月15日までにご提出いただいたものを、翌月末日までにお届けします。

<交付枚数>

①在宅でストーマ装具を使用している方

小袋（15ℓ相当）100枚（4月～3月までの1年分）

※申請された時期によって、枚数が異なります。

②在宅で腹膜透析を実施している方

中袋（30ℓ相当）100枚（4月～3月までの1年分）

※申請された時期によって、枚数が異なります。

※市が委託する宅配業者による配送でお届けします。

※窓口で直接お渡しすることはできませんのでご了承ください。

※毎年度申請が必要です。（申請方法は、年度末までにご案内いたします。）